協議事項及び報告事項について

１.目的

糸魚川市地域公共交通会議設置要綱第２条第１項第１号に定める協議事項について、具体的に項目を明示し、円滑な会議の運営を図る。

２.協議事項及び報告事項の区分設定

〇設定理由

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」３.(1)に従い、協議が必要な事項と報告で足りうる事項を明確に整理したいため。

〇糸魚川市地域公共交通会議設置要綱第２条第１項第１号に定める協議事項

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項

〇区分設定

【協議事項】

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」３.(1)のうち、

① 運行の態様（路線定期運行、路線不定期運行、区域運行）
② 運賃及び料金（種類、額、適用方法等）
③ 事業計画（使用車両に関することを除く。路線、営業区域等）
④ 運行計画（運行回数及び運行時刻の変更に関することを除く。運行系統、運輸をする期間等）
⑤ 路線又は営業区域の休廃止等
⑥ その他必要と認められる措置

【報告事項】

「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」３.(1)のうち、

③ 事業計画（使用車両に関すること）
④ 運行計画（運行回数及び運行時刻の変更に関すること）